

宮田村議会議会評価報告書

評価対象年：2019年(平成31年・令和元年)

1月1日から12月31日まで



第5回町村議会改革シンポジウム長野 in みやだの様子(2019年10月7日)

2020年9月16日

 宮田村議会

宮田村議会議会評価表

評価対象暦年	評価実施年月日	評価記入者名
2019年 (平成31年・令和元年)	2020年9月7日	天野早人議長 加藤恭一副議長

※2019年1月1日から2019年12月31日を評価の対象とした。

評価採点	4	良好に実施されている	平均値	3.5
	3	改善の余地あり		
	2	改善を要する	前年度平均値	3.3
	1	抜本的見直しを要する	差	+0.2

※「主な関係法令」は評価時点で最新の状況に更新した。

宮田村むらづくり基本条例		主な関係法令	評価	理由・意見・提案		
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条 議会は、選挙によって選ばれた議員で構成される意思決定機関として、行政運営が適正に行われているかを監視し、及び評価するとともに、積極的な政策立案と政策提言を通じて、むらづくりの充実に努めなければならない。	(1) 宮田村議会 議会評価要綱 (2019年8月20日施行、宮田村議会特別評価要綱から分離)	4	良好に実施されている	第一次機能強化特別委員会での調査等を経て、従来の宮田村議会特別評価要綱を廃止し、議会を対象に評価するものと、行政の事務事業を対象に評価するものに分離して実施した初年度にあたる。2019年8月20日の定例会において、宮田村議会評価要綱を新設し、2018年を対象に評価を行った結果、平均値は3.3であった。議会評価要綱において、評価の対象期間が「前年度」(会計年度の意)と表記されているが、宮田村議会においては通年議会を採用しておらず、地方自治法第102条第2項の規定及び全国町村議会議長会の町村議会実態調査の調査対象期間にあわせて、わかりやすく「前年」(暦年の意)を対象として評価すべきである。また、今後は外部評価の導入を検討すべきである。なお、2019年6月に、早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査2018」村ランキングにおいて全国第2位に選出された。

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案		
			(2) 宮田村議会 決算評価要綱 (2019年9月19日 施行、同日宮田 村議会特別評 価要綱廃止)	4	良好に実施 されている	「保育所運営事業(障がい児加配の拡充)」、「コミュニティスクール運営事業」、「高齢者生きがい活動支援事業(ミニデイサービス)」、「非常備消防事業(消防団員世帯応援助成金)」の4事業を評価し、評価結果を村行政に提出した他、議会だより及びホームページで公開した。第一次機能強化特別委員会での調査等を経て、2019年8月20日の定例会において、宮田村議会決算評価要綱を廃止し、議会を対象に評価するものと、行政の事務事業を対象に評価するものに分離した。2020年より行政の事務事業を対象に新しい評価方式に変更することとした。部会ごとに評価するのではなく、委員会全体で評価する方式への変更を求める意見があるため、議会運営委員会を中心に検討を深めるべきである。	
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条	2 議会は、議案の審議に当たっては、議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めるとともに、審議等の情報を積極的に公開及び発信し、村民への説明責任を果たすよう努めなければならない。	(1) 宮田村議会 議決結果表要綱(2016年4月1日施行)	3	改善の余地あり	2019年12月の定例会分より、議員名の欄に議長分を追記することとした。定例会及び臨時会での議決結果を議員別に一覧表にし、随時インターネットで公開した他、年内に4回発行した議会だよりに掲載した。また、前年の議会評価を受けて、議会だよりにおいては、2019年11月7日発行の第35号から一部の議案に補足説明を記載している。より村民にわかりやすい丁寧な補足説明に努めるべきである。
			(2) 宮田村議会 広報広聴条例 (2016年3月14日 施行、以後改正)、 宮田村議会 広報広聴会 議要綱(2016年4 月1日施行、以 後改正)	3	改善の余地あり	議会だよりを4回発行した。2018年6月1日から2019年5月9日まで実施した議会と語ろう会及び議会だよりに関するアンケートについては、集計結果を任期中にホームページで公開する他、議会だよりに概要を掲載することとなった。いずれも前年度の議会評価を受けた改善である。引き続き、読みやすい構成、わかりやすい紙面をめざして、改善を図るべきである。	

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価		理由・意見・提案	
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条	3 議会は、この条例を遵守し、村民に信頼されるために、公正性、透明性及び信頼性を高めるとともに、村民に開かれた議会運営に努めなければならない。	(1) 宮田村議会会議規則(1988年3月15日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	第一次機能強化特別委員会での調査等を経て、2019年9月6日の定例会において、欠席の届出条項に従来から規定されていた事故に加え、「疾病、看護、介護、出産、忌引き」等の理由による届出を追記した。2019年12月2日の定例会において、「会議の開始は、号令で報ずる」との規定を近年の実態にあわせて削除した。引き続き、運用実態に照らして必要な改正を進めるべきである。
				(2) 宮田村議会議員定数条例(2003年1月1日施行、以後改正)、宮田村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(1962年2月26日施行、以後改正)	3	改善の余地あり	2019年2月21日に議員辞職があったため、任期中は11人で議会運営を行うこととなった。議員の成り手不足問題への対応策を検討する中で、長期的な観点に立って、定数や報酬等の調査を行う必要がある。前年の議会評価において、活動量調査の再開の必要性について触れており、実施を検討すべきである。
				(3) 宮田村議会委員会条例(1956年11月12日施行条例第1号、以後改正)	4	良好に実施されている	第一次機能強化特別委員会での調査結果を受け、2019年12月2日の定例会において、子育て及び福祉の一体的な調査と審査を行えるよう、委員会の名称と所管の変更を決定し、2020年4月3日から「総務経済委員会」と「福祉文教委員会」に改正することとした。引き続き、運用実態に照らして必要な改正を進めるべきである。
				(4) 宮田村議会定例会条例(1956年10月1日適用、以後改正)	4	良好に実施されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。

宮田村むらづくり基本条例		主な関係法令	評価	理由・意見・提案
		(5) 宮田村議会傍聴規則(1956年12月18日施行、以後改正)	3 改善の余地あり	第一次機能強化特別委員会での調査結果を受けて、2019年12月2日の定例会において、「帽子、外とう、えり巻の類の着用禁止」及び「写真、映像等の撮影及び録音等の禁止」に関する規定を廃止した。前年の議会評価において、傍聴者が他町村と比較して少ないことについて調査研究の必要性を記載しており、広報公聴会議を中心に検討すべきである。
		(6) 宮田村議会資料公開要綱(2016年4月1日施行)	4 良好に実施されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。
		(7) 宮田村議会議長副議長選挙所信表明要綱(2016年4月1日施行)	4 良好に実施されている	2019年2月21日に議員辞職があったことにより、2019年2月26日の定例会において、議長選挙及び副議長選挙が実施され、所信表明を実施した。いずれも無投票選挙であった。良好に実施されており、継続して対応すべきである。
		(8) 宮田村議会選任委員等要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	4 良好に実施されている	2019年2月21日に議員辞職があったことにより、2019年2月26日の定例会において、議長選挙及び副議長選挙が実施されたことに関連して、一部の委員等の選任を実施した。良好に実施されており、継続して対応すべきである。
		(9) 宮田村議会専決処分条例(2016年4月1日施行)	4 良好に実施されている	2019年の専決処分は3件で、条例の範囲内で処分されたことを確認した。
		(10) 宮田村議会に提出する議案等の順序を定める規程(2012年3月13日、以後改正)	4 良好に実施されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案	
第3章 議会	務（議員の役割及び責	第9条 議員は、村民の代表として、村民の意見の把握に努めるとともに、自らの活動を村民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。				
第3章 議会	務（議員の役割及び責	第9条 2 議員は、村民の代表として、政治倫理を自覚し、村民からの信頼確保に努めなければならない。				
第3章 議会	務（議員の役割及び責	第9条 3 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、自らの資質の向上を図るよう努めなければならない。	(1) 宮田村議会一般質問要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	2	改善を要する	延べ31人(前年は延べ35人)が一般質問を行った。前年の議会評価において、一般質問の質を向上させるため、専門的知見を有する者を招く研修会の実施の検討を掲げており、議会運営委員会を中心に検討を深めるべきである。
第3章 議会	(議会への村民参加)	第10条 議会は、村民の多様な意見を把握するため、村民が参加する機会の拡充に努めなければならない。	(1) 宮田村議会広報広聴条例(2016年4月1日施行)、宮田村議会広報広聴会議要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	2	改善を要する	「宮田村商工会建設部会」及び「区長会」と議会懇談会を実施した。また、前年に引き続き、宮田村文化祭にあわせて、村民誰もが自由に入出りできる形で議会懇談会を実施した。年間をとおして31人(前年87人)の村民の参加があったが、前年の参加者数の35.6%に留まる結果となった。議会懇談会等で活用するための議会広報資料として、従来から活用してきた「議会の概要」を廃刊とし、2019年6月13日に「宮田村議会のしおり」の正式な発行を開始した。今後も改訂を行い、活用していくべきである。2019年10月7日に開催した「第5回町村議会改革シンポジウム長野inみやだ」は県内町村議会議員が対象であったが、冒頭の講演のみ一般公開とした。

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案	
			(2) 宮田村議会公聴会参考人要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	宮田観光ホテルの所有権移転問題の発生を受け、2019年3月16日の総務厚生委員会で株式会社SNAP倶楽部の参考人招致を行ったこと等を経て、2019年4月1日に議会として村長に対し、「宮田村所有土地における宮田観光ホテルの所有権移転問題等に関する申し入れ」を行った。今後も審査及び審議を的確に行うため、制度の適切な運用を図るべきである。
			(3) 宮田村議会請願陳情等要綱(2016年4月1日施行)	2	改善を要する	請願は、採択2件であった。陳情等は、採択6件、一部採択2件、継続審査4件、不採択3件であった。請願及び陳情等に基づく意見書4件を可決し、関係機関に提出した。前年度の議会評価において、請願及び陳情の審査結果の区分について、会議規則と要綱で相違があるため、改善策の検討を掲げており、早期に取り組むべきである。
第3章 議会	(議会の機能強化)	第11条 議会は、第8条の役割及び責務を果たすため、議会の機能の強化に努めなければならない。	(1) 宮田村議会機能強化特別委員会要綱(2020年6月11日施行、旧要綱は所掌事件の調査終了により2020年2月4日廃止)	4	良好に実施されている	2018年8月の定例会で設置した第一次機能強化特別委員会において、「議会の法令に関する調査」、「議会の役割及び責務に関する調査」、「議会の専門研修に関する調査」を行い、調査結果に基づき、法令の改正案の取りまとめを行った。引き続き、議会の機能強化に向けた取り組みを強力に推進すべきである。
			(2) 宮田村議会図書室要綱(2018年4月1日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	議会図書室の蔵書は、村図書館の蔵書として登録処理し、OPACが利用できるようにしている(2017年から継続)。良好に実施されており、継続して対応すべきである。

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案	
			(3) 宮田村議会 研修要綱(2016 年4月1日施行、 以後改正)	4	良好に実施 されている	2019年7月に議会運営委員会 が「京都府与謝野町議会(議会 改革)」及び「愛知県岩倉市議会 (議会改革)」において所管研修 を実施した。2019年10月、産 業文教委員会は「埼玉県川越市 (伝統的建造物の活用)」及び 「山梨県甲州市(地場産業の振 興)」において、総務厚生委員会 は「静岡県牧之原市(協働事 業)」及び「愛知県豊橋市(ドロー ン事業と若者支援)」において、 所管研修を実施した。いずれも 報告書をホームページで公開 するとともに、議会だよりに概要 を掲載した。なお、報告書の提 出期限を研修終了後14日以内 と定めているが、提出期限まで に提出されない事例があり、厳 守を徹底すべきである。2019年 4月1日から補完研修の運用を 開始したが、2019年度の利用は なかった。議員の自己研鑽のた め、積極的な活用を促す必要 がある。2019年10月7日には、 専門研修を公開する形で、宮田 村議会主催(飯綱町議会及び軽 井沢町議会の後援)の「第5回町 村議会改革シンポジウム長野in みやだ」を開催した。県内有志 議員及び村民を含め270人の参 加があった。その他、2019年8月 20日に「鳥取県日吉津村議会(7 人)」を受け入れた。
			(4) 宮田村議会 事務局設置条 例(1966年3月16 日施行)、宮田 村議会事務局 処務規程(1975 年3月15日施 行、以後改正)	4	良好に実施 されている	第一次機能強化特別委員会 での調査等を経て、2019年10月1 日、事務局庶務規定を改正し、 難解な字句の修正を行った。良 好に実施されており、継続して 対応すべきである。

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案
第8章 危機管理	(危機管理)	第36条 村民、議会及び行政は、安心及び安全な暮らしを守るため、自助、共助及び公助を高めるような取組の推進に努めなければならない。			
第8章 危機管理	(危機管理)	第36条 3 議会は、災害等から村民の安心及び安全な暮らしを守るため、危機管理体制の整備に努めるとともに、緊急時には行政と協力しなければならない。	(1) 宮田村議会危機管理条例(2016年4月1日施行、以後改正)	4	良好に実施されている 2019年9月1日の村総合防災訓練に合わせて、議員間の連絡訓練及び危機管理連絡会の設置訓練を実施した。第一次機能強化特別委員会での調査等を経て、議会の危機管理体制を強化するため、2019年12月2日の定例会において、従来の宮田村議会危機管理連絡会要綱の内容を本条例に一本化する改正を行った。
第9章 住民参加	(住民参加の推進)	第37条 議会及び行政は、村民の多様な意見及び提言等がむらづくりに反映される仕組みを整備し、住民参加を推進しなければならない。	(1) 宮田村住民参加の推進に関する条例(2020年4月1日施行)	3	改善の余地あり 2018年8月17日に、村民、行政、議会で「宮田村むらづくり基本条例検証委員会」を立ち上げ、住民参加の推進に関する議論を重ねた。議会の住民参加を推進するための具体策を検討すべきである。

※宮田村議会環境問題特別委員会要綱(2016年4月25日施行)は、議員の任期満了により、2020年4月2日をもって自然消滅しているため、評価の対象外とした。

宮田村議会議会評価要綱第3条第2項に基づく意見の聴取の記録

聴取日	対象者
2020年9月16日	全議員(全員協議会)